

○犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定事務等の取扱いに関する訓令

平成 14 年 7 月 8 日
警察本部訓令第 17 号

改正 平成 18 年 3 月 30 日本部訓令第 15 号、平成 18 年 3 月 30 日本部訓令第 17 号、平成 20 年 7 月 15 日本部訓令第 16 号、平成 21 年 4 月 1 日本部訓令第 14 号、平成 25 年 3 月 21 日本部訓令第 6 号、平成 28 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号、令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号、令和 7 年 3 月 25 日本部訓令第 7 号

犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定事務等の取扱いに関する訓令を次のように定める。

犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定事務等の取扱いに関する訓令

犯罪被害者等給付金裁定事務取扱いに関する訓令（昭和 61 年香川県警察本部訓令第 1 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 申請書等の受付等（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 裁定のための調査等（第 7 条—第 10 条）
- 第 4 章 裁定等（第 11 条—第 14 条）
- 第 5 章 報告等（第 15 条—第 17 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号。以下「法」という。）、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和 55 年政令第 287 号）、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和 55 年国家公安委員会規則第 6 号。以下「規則」という。）その他の法令等に定めるもののほか、香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定（以下「裁定」という。）を補佐する事務（以下「裁定事務」という。）及び仮給付金の支給に係る決定（以下「決定」という。）を補佐する事務（以下「決定事務」という。）並びにこれらに伴う教示、申請又は届出の受付等の事務（以下「裁定事務等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（取扱上の心構え）

第 2 条 裁定事務等の取扱いに当たっては、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い、若しくは障害を受けた者の立場を十分理解し、適正かつ迅速に行うよう配慮しなければならない。

(制度の教示等)

第2条の2 香川県警察本部警務部広聴・被害者支援課長(以下「広聴・被害者支援課長」という。)及び警察署長は、犯罪被害者等給付金の支給等に関する制度(以下「本制度」という。)の周知を図り、犯罪被害者又はその遺族からの自主的な申請を支援するため、次に掲げる事項を継続的に実施するものとする。

- (1) 公共の施設等への広報用ポスターの掲示
- (2) 部内外の広報資料等への情報の掲載等の広報

2 警察署長は、法第2条第2項に規定する犯罪被害に該当し、又は該当する可能性があると思われる事案を把握した場合は、明らかに不支給となる場合を除き、犯罪被害者又はその遺族に対して、被害者の手引きを直接交付するなどの方法により、本制度を教示するものとする。

(取扱責任者)

第3条 裁定事務等を取り扱わせるため、香川県警察本部警務部広聴・被害者支援課(以下「広聴・被害者支援課」という。)及び警察署に取扱責任者を置き、広聴・被害者支援課にあつては犯罪被害者支援室の室長補佐の職にある者を、警察署にあつては警務課長の職にある者をもって充てる。

(取扱責任者の任務)

第4条 広聴・被害者支援課の取扱責任者は、広聴・被害者支援課長の指揮の下に、裁定事務及び決定事務並びに次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 申請者に対する犯罪被害者等給付金の支給等に係る教示に関すること。
- (2) 法第10条第1項の規定による裁定の申請及び規則第19条の規定による損害賠償を受けた場合の届出の受付に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、裁定事務等に関し必要と認める事項に関すること。

2 警察署の取扱責任者は、当該警察署長の指揮の下に、前項各号に掲げる事務を処理するものとする。

第2章 申請書等の受付等

(申請書等の受付)

第5条 広聴・被害者支援課長は、規則第16条から第18条までに規定する申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)の提出を受けたとき、又は警察署長から申請書等の送付を受けたときは、遅滞なく裁定事務の処理を開始するものとする。ただし、申請書等が申請の形式上の要件に適合していない場合には、申請者に対して補正が必要である旨の教示を行い、相当な期間を定めて申請書等の補正を求めるとともに、その経過を書面で明らかにしておくものとする。

2 警察署長は、申請書等の提出を受けたときは、申請の形式上の要件を確認した上、直ちに広聴・被害者支援課長へ送付しなければならない。

3 広聴・被害者支援課長は、申請書等の提出を受けたとき、又は警察署長から申請書等

の送付を受けたときは、その概要を公安委員会に報告するものとする。

4 申請書等の受付に当たっては、広聴・被害者支援課長の管理する一連の受付番号を付するものとする。

(損害賠償を受けた場合の届出の受付)

第6条 広聴・被害者支援課長又は警察署長は、規則第19条の規定による損害賠償を受けた旨の届出に係る書面の提出を受けたときは、前条に規定する申請書等の受付に関する事務の取扱いに準じて処理するものとする。

第3章 裁定のための調査等

(調査等)

第7条 広聴・被害者支援課長は、裁定の申請があった事案について、法第13条第1項及び第2項に規定する調査等(以下「調査等」という。)を行うものとする。

(調査等の要領)

第8条 調査等を行うに当たっては、裁定のために必要と認められる調査事項、調査先及び調査方法を十分検討して行わなければならない。

2 法第13条第1項の規定により申請者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせる場合には、その経過を書面で明らかにしておくものとする。

(照会に対する措置)

第9条 香川県警察本部の課、隊若しくは所又は警察署(以下「所属」という。)の長は、他の都道府県公安委員会から法第13条第2項の規定による照会を受けたときは、所要の調査等を行い、広聴・被害者支援課長及び裁定に係る事件を所管する所属の長(以下「事件所管課長」という。)と協議の上、速やかに回答するものとする。

(申請の却下)

第10条 広聴・被害者支援課長は、申請者が法第13条第3項の規定に該当し、適正な裁定を行うことができないと認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした書面を作成し、これを公安委員会に提出しなければならない。

(1) 申請者に対して行った調査等の内容及び方法

(2) 調査等に対する申請者の対応状況

2 広聴・被害者支援課長は、公安委員会が裁定の申請を却下したときは、規則第20条第1項の犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書により、速やかに申請者に通知しなければならない。

第4章 裁定等

(事件所管課長との協議)

第11条 広聴・被害者支援課長は、裁定事務の処理の適正を図るため、裁定を行うための検討の際、事件所管課長と協議を行うものとする。

(裁定)

第 12 条 広聴・被害者支援課長は、検討結果を集約して、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定に係る書面を作成し、これを公安委員会に提出しなければならない。

(仮給付金の支給)

第 13 条 広聴・被害者支援課長は、申請者に対して仮給付金を支給することが適当であると認めるときは、事件所管課長と協議の上、仮給付金の支給の決定に係る書面を作成し、これを公安委員会に提出しなければならない。

(申請者に対する通知)

第 14 条 広聴・被害者支援課長は、公安委員会が裁定又は決定を行ったときは、規則第 20 条第 1 項の犯罪被害者等給付金支給裁定通知書又は仮給付金支給決定通知書により、速やかに申請者に通知しなければならない。

2 申請者に対する通知に当たっては、裁定又は決定の内容及び理由を十分に説明し、申請者の理解を得るよう配慮しなければならない。

第 5 章 報告等

(発生報告)

第 15 条 警察署長は、法第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害に係る事案の発生状況の把握に努め、犯罪被害の発生を認知したときは、速やかに当該犯罪被害の概要を関係書類とともに、広聴・被害者支援課長を経由して香川県警察本部長に報告するものとする。

(警察庁に対する報告)

第 16 条 広聴・被害者支援課長は、申請書等の提出を受けたとき、又は警察署長から申請書等の送付を受けたときは、書面により警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長（以下「犯罪被害者等施策推進課長」という。）に報告するものとする。

2 広聴・被害者支援課長は、公安委員会が裁定若しくは決定を行ったとき、又は申請を却下したときは、速やかに関係書類を犯罪被害者等施策推進課長に送付するものとする。

(審査請求の取扱い)

第 17 条 審査請求があったときは、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 広聴・被害者支援課長は、国家公安委員会に対する審査請求書が公安委員会に提出された場合は、速やかにこれを犯罪被害者等施策推進課長に送付するものとする。

(2) 公安委員会に対する不作為についての審査請求は、香川県公安委員会に対する審査請求に関する規則（平成 28 年香川県公安委員会規則第 3 号）に定めるところにより処理するものとする。

(3) 広聴・被害者支援課長は、公安委員会に対する不作為についての審査請求があったときは、速やかにその旨を犯罪被害者等施策推進課長を経由して国家公安委員会に報告するものとする。事案の処理が終結したときも、同様とする。

附 則

この訓令は、平成 14 年 7 月 8 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日本部訓令第 15 号）

- 1 この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日本部訓令第 17 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 15 日本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 20 年 7 月 15 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日本部訓令第 14 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 21 日本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号）

- 1 この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 7 年 3 月 25 日本部訓令第 7 号）

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。